

紀美野町のかみふれあい公園

ふれあい館食材供給コーナー出店者募集要項

紀美野町役場 産業課

1 趣旨

紀美野町のかみふれあい公園は、町民が自然の中で触れ合い、町民の財産である自然の大切さを後世に伝えるとともに、町の活性化を図るため、平成 12 年(2000 年)に設置された公園である。

このたび、公園内の「ふれあい館食材供給コーナー」において、令和 8 年 3 月 31 日をもって既存店舗の撤退により空きスペースが生じる予定であることから、公園のにぎわい創出及び利用者サービスの向上を目的として、ランチ、カフェ、テイクアウト、その他物販等の販売を中心とした飲食店営業を行うことができる出店者を募集する。

2 施設概要・公園利用者数等

(1) 施設概要

- ① 名 称 紀美野町のかみふれあい公園 ふれあい館食材供給コーナー
- ② 設 置 者 紀美野町
- ③ 所 在 地 和歌山県海草郡紀美野町西野 971 番地 1
- ④ 建物構造 鉄骨造 平屋建て 延面積 299.53 m²
- ⑤ 飲 食 店 建物の一部 約 152 m²(厨房約 16 m²、食品庫約 8 m²、飲食スペース約 128 m²)

(2) 利用者数等(公園全体)

(単位:人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
有 料 施 設	オートキャンプ	2,955	2,780	3,181	2,866	2,342
	バーベキュー	2,809	2,410	2,398	3,510	2,429
	パークゴルフ	24,156	21,309	26,352	23,426	21,086
	計	29,920	26,499	31,931	29,802	25,857
無料施設		83,472	106,195	115,569	107,428	103,723
合計		113,392	132,694	147,500	137,230	129,580

3 出店に関する条件

(1) 営業日及び営業時間等

- ① 公園の開園日は原則として営業することとするが、定休日を定めることも可能とする。この場合、事前に町の承諾を得るとともに、利用者に周知を図ること。なお、公園の休園日は、毎週火曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)とする。
- ② 営業時間は開園時間内(午前 9 時から午後 5 時)で出店者が定めることとするが、公園のにぎわい創出や利用者サービスの向上を図るという目的を達成することができる時間とする。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これらに類する一切の営業は禁止する。

(2) メニュー・価格

公園に相応しいメニューを施設利用者が利用しやすい価格で提供すること。なお、企画書に記載したメニューからリニューアルを実施する場合は、軽微なものを除き、その都度町と内容及び価格について協議すること。

(3) 料理等の提供

ふれあい館内での提供を基本とするが、利用者から屋外での飲食の要望があった場合にテイクアウト

等による料理の提供をできるようにすること。

(4) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に必要となる行政上の各種許認可の手続き等は、出店者の費用負担で行い、その結果を町に報告すること。

(5) 衛生管理

出店者は食材供給コーナーを常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すこととし、その費用については出店者負担とする。また、食品衛生上の問題等が発生した場合には、全て出店者の負担と責任において対応すること。そのためには、4(3)⑤に記載する賠償責任保険等に加入することが望ましい。

(6) 廃棄物の処理

食材供給コーナーで発生した廃棄物(不燃・可燃・資源・粗大ゴミ・汚泥等)については、出店者の責任と費用負担で処分すること。

(7) 施設管理等

- ① 店舗の周囲に倉庫、工作物、自動販売機を設置する等の行為や形質の変更(増築・改築・外壁の色等)をすることは禁止する。ただし、あらかじめ町の承諾が得られた場合はこの限りでない。(厨房内の取り扱いについては、4(3)③も参照のこと。)
- ② 食材供給コーナー内外を問わず、貼り紙、看板等の表示・掲出は、事前に町とその内容や場所等について協議し、許可を受けること。

(8) 防火管理

災害時に備え、火災時の初期消火や避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。

(9) その他

食材供給コーナーに関わる事故や苦情(以下、「事故等」という。)については、誠意をもって出店者が対応にあたること。なお、事故等の内容及び対応については、町に報告すること。

4 使用許可に関する条件

(1) 使用許可期間

食材供給コーナー出店の許可期間は、許可日から令和9年3月31日までとし、以後も更新しようとすることは、あらかじめ毎年度使用許可申請手続きを行うものとする。なお、町からの出店者の更新の検討は、5年ごとに実施する。

(2) 営業開始日

営業開始日は、町と出店者との協議により定めた日とする。

(3) 出店にかかる費用等

① 使用料(応談)

基本額 月額5万円

割増額 販売額に100分の5を乗じて得た額

② 光熱水費・通信費

全額、出店者の負担とする。なお、光熱水費については、町が発行する納入通知書により指定する期日までに支払うこと。

③ 設備・備品等

対象施設内に現在設置している厨房機器や備品等(以下「機器等」という。)については、無償で使

用することができるが、修繕及び点検作業等に要する費用は出店者の負担とする。なお、現在設置している機器等の使用の可否については、必要があれば出店者の責任において「7 その他」の手続きに従い、事前に確認を行うこと。撤去する場合は、事前に町の承諾を得た上で、出店者の負担により行うことができる。

出店者は、あらかじめ町の承諾を受けて新たに機器等の設備を設置することができる。ただし、機器やそれらの設置等に要した費用について、町は負担しない。また、内装等の改修については、事前に町の承認を得たのち、出店者の負担で行うことができる。

④ 店舗修繕費用

建物の躯体部分に係る改修及び既存の空調・電気・給排水設備の修繕費用については、町が負担する。ただし、予算措置の都合上、直ちに対応できない場合がある。

⑤ 保険等

店舗を運営する上で必要となる賠償責任保険等は出店者の負担において加入すること。

(4) 実地調査等

町は、必要があると認めるときは本物件について実地調査し、運営状況や経理状況を確認するとともに、出店者に対し、資料の提出または報告を求め、必要な指示を行うことができるものとする。

(5) 原状回復

使用許可満了のときは、満了日までに本物件を原状回復すること。ただし、あらかじめ町が認める部分については、原状回復を求めない。

期間満了前に使用許可の取り消しを受けた場合は、使用許可の取り消しの日から 2 週間以内に原状回復すること。また、原状回復完了後、町の確認を得なければならない。

(6) 使用許可の取消

次の各号に該当するときには、使用許可を取り消すことがある。また、使用許可を取り消した場合でも、出店者は町に対し、一切の補償を請求することはできない。

- ① 光熱水費の支払いを怠った場合
- ② 破産、会社整理、特別清算又は会社更生の申立等があった場合
- ③ 手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払不能の状態になった場合
- ④ 天変地異等により営業場所が使用不能になった場合
- ⑤ 出店者が応募条件に違反した場合
- ⑥ 使用許可後に虚偽の表明及び違反が判明した場合
- ⑦ 出店者が使用許可内容に違反し、相当の期間をおいて違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかった場合
- ⑧ その他、法律、法令、公序良俗に反する行為があった場合

(7) その他

- ① 出店者は、使用許可に基づく一切の権利を第三者に譲渡、もしくは転貸することはできない。
- ② 町は、出店者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- ③ 出店者は、使用許可に関連して知り得た秘密を、許可期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはならない。
- ④ 提出書類及び説明内容に作為的な虚偽事項が含まれることが判明した場合には、応募は無効とする。

5 応募資格

以下の事項をすべて満たしていること。

(1) 諸税目を滞納していないこと。

【個人の場合】

所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、町・県民税

【法人の場合】

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人町民税

(2) 食品衛生法を遵守していること。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある個人・法人ではないこと。

6 参加手続き

(1) 募集要項の公表

① 公募期間

令和 7 年 12 月 15 日(月)～令和 8 年 1 月 26 日(月)午後 5 時まで

② 公募方法

紀美野町ホームページにて公表する。

③ 関係書類

本公募の関係書類については、ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提出書類

応募事業者は下記書類を提出すること。※提出後、追加資料を請求する場合がある。

① 参加意向表明書兼企画書(様式第 1 号)

・下記(ア)から(キ)の項目に沿って、漏れのないようすべて提案すること。

・A4 用紙縦(横書き)で作成すること。

(ア) 事業者の概要(運営実績)

・同業種のこれまでの運営実績について

(イ) 食材供給コーナーの運営方法

・運営に係る基本方針について

・営業時間、休業日について

(ウ) 従業員の配置体制

・従業員の配置体制、責任体制、緊急時の体制について

(エ) 安全管理・食品衛生

・防犯、防災等に対する運営上の安全管理について

・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について

・衛生管理、清掃について

(オ) メニュー・価格

・提供を予定している主なメニューの種類及び価格について

・集客の工夫について

(例:利用者を飽きさせない工夫、SNS を活用した発信等)

(力) 環境への配慮

・廃棄物の減量化やリサイクルの推進について

・フードロスへの取組について

(キ) アピールポイント

・参加動機、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項について

(例:災害における支援・連携等)

② 業務に必要となる免許の写し(営業許可証、調理師免許等)

③ 会社案内又は事業概要書

【個人の場合】

④ 納税証明書(直近 3 年で所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、町・県民税の未納がない証明書で、応募の日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑤ (ア) 青色申告の場合 決算書(直近 3 年分) ※確定申告時の添付書類

(イ) 白色申告の場合 上記「(青色申告の場合)決算書」に類するもの(直近 3 年分)

【法人の場合】

⑥ 登記簿謄本(応募の日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑦ 定款またはこれに類する書類

⑧ 納税証明書(直近 3 年で法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、法人町民税の未納がない証明書で、応募の日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑨ 決算報告書(直近 3 年分)

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出方法

産業課へ持参または郵送

(5) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで(午後0時から午後1時を除く)

(6) 提出期限

令和 8 年 1 月 26 日(月)

(7) 質問の受け付け及び回答

① 質問受付期間

令和 7 年 12 月 15 日(月) から令和 8 年 1 月 9 日(金)までに「質問書」(様式第 2 号)を電子メールで送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること(持参も可)。

② 回答方法

令和 8 年 1 月 16 日(金)までに町ホームページにおいて公表する。

7 その他

食材供給コーナーの現地視察を希望する場合は、事前に産業課に申し出ること。

8 スケジュール(予定)

時期	内容
令和7年 12月15日(月)	・募集要項の公表 ・参加意向表明書兼企画書の受付開始 ・質問書の受付開始
令和8年 1月9日(金)	・質問書の受付終了
1月16日(金)	・質問回答(町ホームページへの公表)
1月26日(月)	・提出書類締切(参加意向表明書兼企画書)
2月2日(月)	・参加資格結果通知
2月4日(水)	・第1次審査(書類審査)
2月6日(金)	・第1次審査結果通知
2月12日(木)～18日(水) のうち1日	・第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) ※応募団体が1者のみで、書類審査の結果が基準点を超えている場合は実施しない場合がある。
2月26日(木)	・第2次審査結果通知
2月27日(金)以降	・選定結果の公表
3月下旬	・使用申請・使用許可
4月1日(水)以降	・営業準備期間 ・営業開始(町と出店者が協議の上、決定)

9 評価基準

別紙1「提案の評価基準【第1次審査】」、別紙2「提案の評価基準【第2次審査】」のとおりとする。

10 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

参加事業者から提出された「参加意向表明書兼企画書」により、書類審査を実施する。審査結果については、令和8年2月6日(金)までに参加事業者あてに郵送等で通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

① 日時及び場所

令和8年2月12日(木)～18日(水)のうち1日 紀美野町役場本庁

※実施時間等詳細については、後日連絡する。

② 内容・所要時間

プレゼンテーション 10分/ヒアリング 20分

③ 審査結果

令和8年2月26日(木)までに、第2次審査参加事業者あてに郵送等で通知する。

11 出店候補事業者の決定

(1) 第1次審査及び第2次審査の評価点は100点満点で、各審査において、選考委員の評価点を合計し、基準点(60点×選考委員数)に満たない提案者については不選定とする。

(2) 第1次審査及び第2次審査の評価点を合わせた総合点が最も高い事業者を出店候補者として決定する。

※応募者が1者のみで、第1次審査の点数が基準点以上の場合、第2次審査は行わないことがある。

12 選定結果の通知・公表

参加事業者に選定又は不選定の結果を郵送等で通知する。

13 留意事項

- (1) 参加意向表明書兼企画書の提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第3号)により届け出るものとする。
- (2) 町は必要と認める場合に、個別に提出書類の内容についての確認や追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 本募集に要する一切の費用は、応募する事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、紀美野町情報公開条例(平成18年条例第9号)に基づく情報請求があつた場合には対象公文書として原則開示する(ただし、町が同条例の規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く)。
- (5) 町に提出された文書等は、原則返却しないものとする。
- (6) 町に提出された文書等について、原則提出後の差し替えは認めないものとする。
- (7) 審査の内容についての問い合わせには一切応じられないものとする。
- (8) 評価基準及び評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けないものとする。

14 問合せ先・提出先

〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287番地

紀美野町役場産業課 (担当:中谷)

電話:073-489-5901

メール:sangyo@town.kimino.lg.jp

※受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日及び年末年始(12月27日(土)~1月4日(日))を除く)